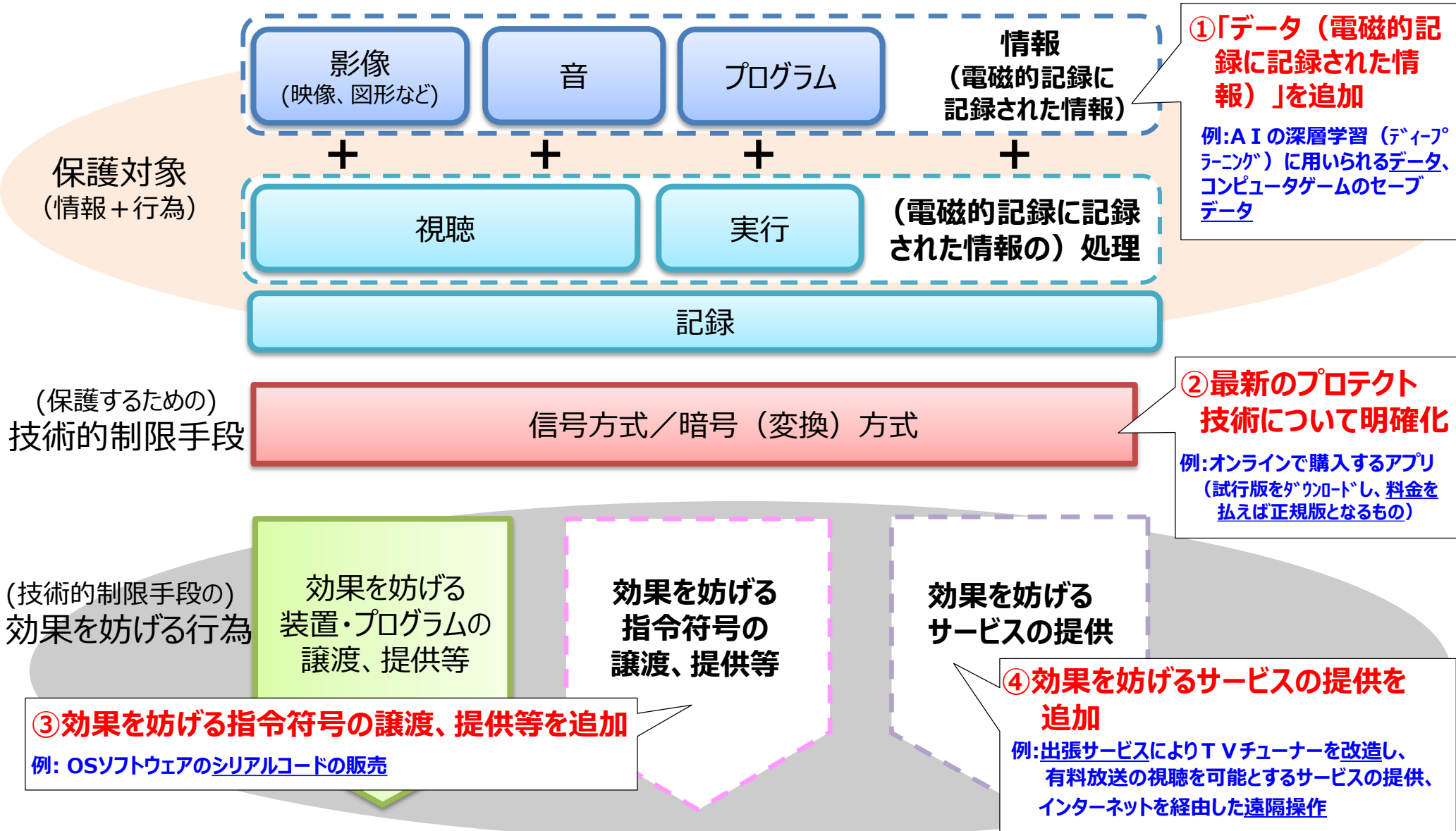


4 - 1. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化の概要

(第2条第1項第17号・18号、第2条第8項、第19条第1項第9号)



※使用行為そのものについては、不正競争防止法の違反とはならない。ただし、他法令の違反に該当する場合はある。

【参考】技術的制限手段等について

技術的制限手段とは (旧法第2条第7項)

★音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツの無断コピーや無断視聴を防止するための技術

▶コピーコントロール技術 (=複製を制限)

○コンテンツに信号を付して、コピーを制限 (SCMS、CGMS)

○コピーしようすると、真正データを伝送せず、雑音を入れる (不完全なコピー作成 ; マクロビジョン)

▶アクセスコントロール技術 (=視聴や実行を制限)

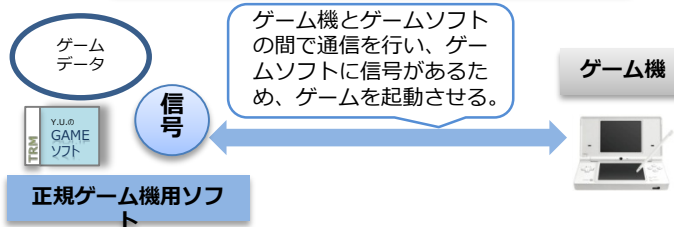
○コンテンツ自体を暗号化して、契約者以外の視聴を制限 (WOWOW等のスクランブル放送)

旧法において、技術的制限手段により視聴や記録、複製が制限されているコンテンツの視聴や記録、複製を可能にする (技術的制限手段の効果を無効化する) 一定の**装置又はプログラムを譲渡等する行為を規制**。

技術的制限手段の例

無効化装置の例

コンテンツに
信号を付すタイプ
(信号方式)



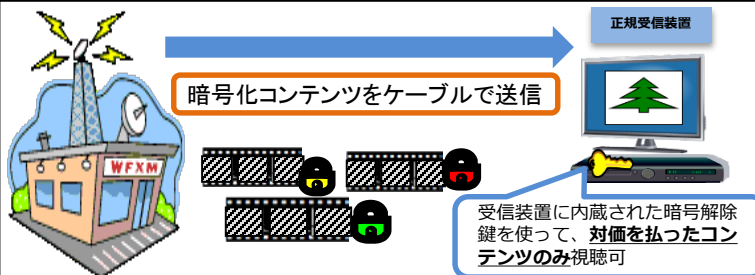
◆マジックコンピューター (マジコン) による無効化

海賊版DS用ROMの一種であり、正規DS用ROMにしか入っていないはずの「信号」を有しているため、マジコンをDSに装着して、ゲームを起動させる

◆SCMS (シリアルコピーマネジメントシステム) 方式の無効化

CDからMDに録音する際に付加される複製制限信号を除去して、MDからさらに複製ができるようにする

コンテンツ自体を暗号化するタイプ
(暗号方式)



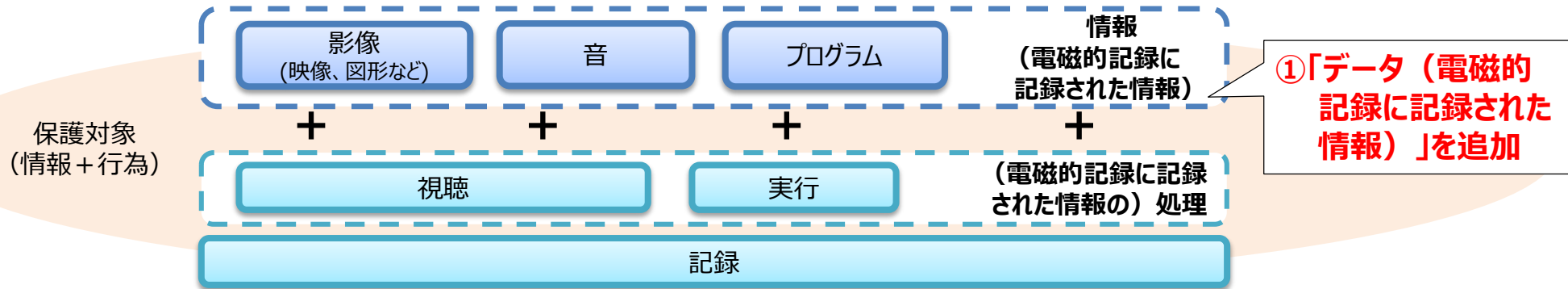
◆衛星放送の無効化

衛星放送画像の暗号を解読 (暗号化された画像情報を復号) し、視聴できるようにする

◆DVDのCSS (コンテンツスクランブルシステム) の無効化

DVD画像の暗号を解読 (暗号化された画像情報を復号) し、視聴できるようにする

4 - 2 . 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化



①「データ (電磁的記録に記録された情報)」を追加

「技術的制限手段」とは、映像、音、プログラムの視聴、実行等を制限する手段

- ・「映像」…映像、文字、図形など、人が視覚により感知するもの
- ・「音」…音楽、音響など、人が聴覚により感知するもの
- ・「プログラム」…電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの

【改正内容】

人が視覚・聴覚で感知できない「データ」は、同様のプロテクト技術が施されていても、旧法における保護対象に該当しなかった。今回、技術的制限手段による保護対象として、**情報 (電磁的記録に記録されたものに限る。)** の処理及び記録を追加

【「データ (電磁的記録に記録された情報)」の具体例】

- ・AIの深層学習 (ディープラーニング) に用いられるデータ
- ・コンピューターゲームのセーブデータ

②最新のプロテクト技術について明確化

【改正内容】

旧法第2条第7項における「**映像、音若しくはプログラムとともに**」の解釈に関して、特定の反応をする信号をコンテンツ等の記録・送信と同時に“行わなければならないとの誤解を生じさせ、アクティベーション (※) 等による方式が「技術的制限手段」に含まれることが不明確との意見もあり、明確化のために「**映像、音若しくはプログラムとともに**」を削除

※課金を支払って正規に取得したシリアル番号の入力等により、正規のライセンスを保持していることを認証処理し、利用可能にする方式

【アクティベーション方式が活用されている具体例】

- ・PCソフトウェアやスマートフォンアプリの試用版を製品版へとする際のオンライン認証
- ・来場者に限定提供されるゲームソフトコンテンツのダウンロード

4 - 2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

近年、技術的制限手段を施して、コンテンツ・プログラムや情報等の流通を行うビジネスモデルが増える中、当該手段の効果を妨げる行為の手法やその技術等の提供の形態も多様化している。

技術的制限手段の効果を妨げる行為

効果を妨げる装置・プログラムの譲渡、提供等

③ 効果を妨げる指令符号の譲渡、提供等を追加

【改正内容】

技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する指令符号(※)を提供する行為を「不正競争」行為に追加

※旧法では、シリアルコード等の電子計算機に対する指令としての符号の提供等は「不正競争」行為に該当しない。

【具体例】

- ・ソフトウェア認証コードのネットオークション販売
- ・不正に得たシリアルコードをインターネットに掲載

④ 効果を妨げるサービスの提供を追加

【改正内容】

利用者に代わって技術的制限手段の効果を妨げる役務の提供を「不正競争」行為に追加

【具体例】

- ・セーブデータを改造するためにプロテクト破りを代行するサービスの提供
- ・不正アクティベートを施したソフトウェアを内蔵するPCを提供するために、不正にアクティベートする行為

適用除外／正当な目的で行う行為

● 適用除外

「技術的制限手段」の効果を妨げる装置等の提供等の適用除外と同様に、**試験研究目的での役務の提供及び指令符号の提供等については、適用除外**とした。

● 正当な目的で行う行為

セキュリティ対策等、情報の保有者のために正当な目的で行う行為については、法第3条及び第4条で規定する**営業上の利益の侵害に当たらない。また、刑事措置の対象ともならない。**